

議案第90号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(手数料) 第39条 手数料は、次の表に掲げる区分により、申込者からこれを徴収する。				(手数料) 第39条 手数料は、次の表に掲げる区分により、申込者からこれを徴収する。			
手数料の区分	種別	単位	金額	手数料の区分	種別	単位	金額
(1) 指定給水装置工事事業者手数料	指定を受ける場合	[略]		(1) 指定給水装置工事事業者手数料	指定を受ける場合	[略]	
	<u>指定の更新を受ける場合</u>	1件につき	10,000円			[略]	
[略]	[略]			[略]	[略]		
(給水装置の基準違反に対する措置) 第42条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。				(給水装置の基準違反に対する措置) 第42条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。			
2・3	[略]			2・3	[略]		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。